第2回 相模原市・藤野町合併協議会

日時:平成17年5月26日(木)午後1時から

場所:県立藤野芸術の家 2階 クリエーションホール

<相模原市・藤野町合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL (042)769-8206 (直通) FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

目 次

議事

<	協	議	事	項	>
---	---	---	---	---	---

	協議第6号	合併の期日について
	協議第7号	新市の名称について
	協議第8号	新市の事務所の位置について7
	協議第9号	合併市町村基本計画の作成方針について9
そ	の他	
	(1) 今後の)協議会開催日程(案)について

協議第6号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり協議を求める。

平成17年5月26日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

合併の期日は、平成18年3月31日までに県知事に合併の申請を行い、平成19年3月31日までの間のいずれかの日とする。

合併の期日に関する基本的な考え方

- 1 期日決定にあたっては、住民への周知に要する期間、住民生活への影響、合併時の事務処理・引継ぎの利便性、電算システム統合に要する期間等を総合的に判断する必要がある。
- 2 合併するためには、各市町の議会における合併関連議案の議決後に、県知事への合併 申請、県議会での議決、県知事の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々 な手続が定められており、相当の期間を要することとなることから、この点を十分に考 慮して合併の期日を定める必要がある。
- 3 円滑に合併を進めるために、「市町村の合併の特例等に関する法律」(平成16年法律 第59号)の各種特例制度を受けることが適当である。

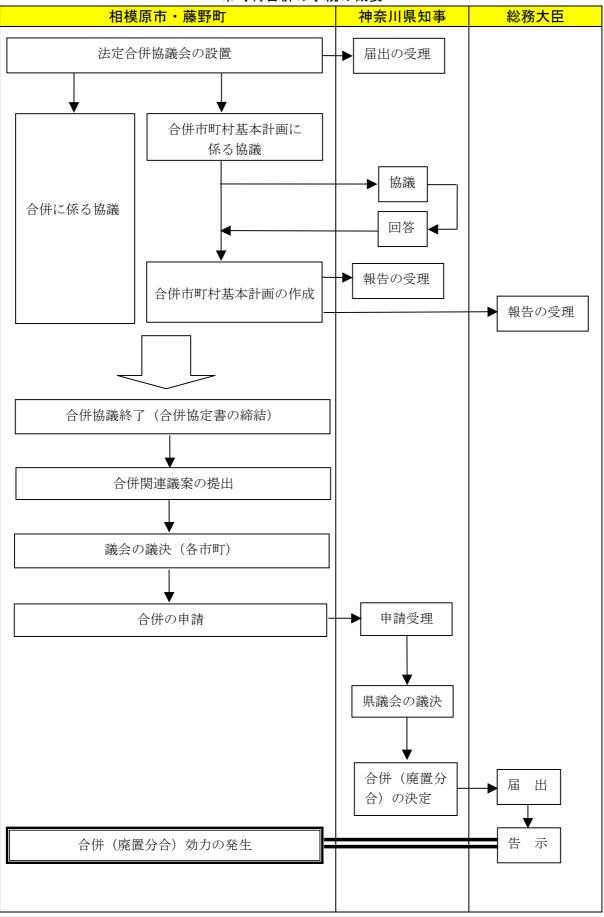
市町村の合併の特例等に関する法律の主な特例制度

*適用対象 平成17年4月1日から平成22年3月31日までに合併した市町村

区 分		内	容			
議会議員の	合併の方式により相違がある。					
定数・在任		編入合併	新設合併			
に関する特		編入する市町村の議会の議員は	消滅する合併関係市町村の議会			
例	原	在任し、編入される市町村の議会	の議員は失職する。			
	則	の議員は失職する。	合併市町村において設置選挙を			
			行う。			
		次のいずれかによることができ	次のいずれかによることができ			
		る。	る。			
		① 増員選挙及びこれに続く最	① 設置選挙において、新設合併			
		初の一般選挙において編入合	の特例定数(法定数の2倍ま			
		併の特例定数とする。(増加分	で)とする。			
	特	は編入された区域に配分)	② 合併関係市町村の議会の議			
		② 編入される市町村の議会の	員で合併市町村の議会の議員			
		議員で合併市町村の議会の議	の被選挙権を有することとな			
	例	員の被選挙権を有することと	る者は最長2年間在任する。			
		なる者は編入する市町村の議				
		会の議員の残任期間だけ在任				
		する。この場合、更に最初の一				
		般選挙において編入合併の特				
		例定数を採ることができる。				
		併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分) ② 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特	で)とする。 ② 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議 の被選挙権を有することと			

区 分	内容
地方税の特	合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除及び不均一課税を行うこと
例	ができる。
地方交付税	平成17、18年度に合併した場合は、合併した年度及びこれに続く9年度、
の額の算定	平成19、20年度に合併した場合は、合併した年度及びこれに続く7年度、
にあたって	平成21年度に合併した場合は、合併した年度及びこれに続く5年度は、そ
の特例(合	れぞれ合併前の市町村が存続するとして算定した合算額を下回らないように
併算定替)	算定される。また、それぞれその後5年度は、激変緩和措置がある。
合併特例区	合併後の一定期間 (5年以下)、旧市町村(複数の旧市町村単位でも設置可)
	の地域住民の意見を反映しつつ、一定の事務を処理することができる合併特
	例区(法人格あり)を設けることができる。
地域自治区	合併に際して、住民意見の反映と行政と住民の連携の強化を目的として、旧
の合併によ	市町村単位(複数の旧市町村単位でも設置可)で法人格を有さない地域自治
る特例	区を設けることができる。

市町村合併の手続の概要



協議第7号

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり協議を求める。

平成17年5月26日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

新市の名称は、相模原市とする。

参考

編入合併の場合は、編入する市町村の法人格が継続することから、編入する市町村の名称とすることが通常であるが、編入する市町村の名称を変更することにより新たに制定することもできる。

なお、編入合併に伴って市町村の名称を変更する場合は、地方自治法の規定により、あらかじめ都道府県知事に協議し、条例で定める必要がある。

協議第8号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり協議を求める。

平成17年5月26日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

新市の事務所の位置は、相模原市中央2丁目11番15号(現在の相模原市役所の位置) とする。



編入合併の場合には、通常は編入する合併市町村の事務所の位置となる。

なお、事務所の位置を変更する場合には、地方自治法の規定により住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について考慮を払うことが必要である。

協議第9号

合併市町村基本計画の作成方針について

合併市町村基本計画の作成方針について、次のとおり協議を求める。

平成17年5月26日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

合併市町村基本計画の作成方針について

1 合併市町村基本計画の趣旨等

合併市町村基本計画の趣旨、構成及び期間は次のとおりとする。

(1) 計画の趣旨

相模原市と藤野町が合併した場合の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定め、これに基づいた事業を推進することにより、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に寄与するとともに、市民福祉の一層の向上を図るため作成する。

(2) 計画の構成

新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、基本方針に基づく 具体的な施策、財政計画などを中心として構成する。

(3) 計画の期間

計画の期間は、合併年度の翌年度から平成27年度までとする。

2 作成にあたっての基本的な視点

合併市町村基本計画の作成にあたっては、次の視点により取り組むものとする。

(1) 地域全体の将来像の考慮

津久井郡4町は、広域行政組合を組織してごみ処理や消防業務を共同で行うなど、地理的、歴史的に一体感が強く、相模原市と津久井郡4町も図書施設の相互利用や広報紙の相互掲載などの広域的な連携を行っている。また、相模原市と藤野町の間には城山町、津久井町及び相模湖町が位置しており、相模原市とこの3町は別に法定合併協議会を設置して合併に関する協議を進めている。

こうした経緯を踏まえ、相模原市と藤野町が合併した場合の合併市町村基本計画を協議するにあたっては、城山町、津久井町及び相模湖町を含めた1市4町を一体の地域として捉え、地域全体の将来像や、まちづくりのあり方を考慮した上で検討する。

(2) 各市町の地域資源の活用とまちづくりの継承

各市町の持つ地域資源を活用し、それぞれが取り組んできたまちづくりを基本的に継承するという考え方に立ち、各市町の総合計画を反映し作成する。

(3) 相模原・津久井地域合併市町村基本計画との整合と連携

相模原市と津久井郡4町を一体の地域として捉えた上でまちづくりのあり方を考える 必要があることから、相模原・津久井地域合併協議会で同時期に作成されることとなる、 相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町が合併した場合の合併市町村基本計画と整合 を図り、連携して作成する。

(4) 相模原市・津久井町・相模湖町新市まちづくり計画との整合

相模原市、津久井町及び相模湖町の1市2町は、すでに「新市まちづくり計画(新市建設計画)」を作成し、平成18年3月20日に合併することとして県知事への合併申請も済んでいることから、この新市まちづくり計画との整合を図る。

(5)「まちづくりの将来ビジョン」の反映

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町は、平成16年4月に任意の合併協議会を設置し、合併した場合のまちづくりの方向性等を「相模原・津久井地域 まちづくりの将来ビジョン」としてまとめたが、藤野町においてもこのビジョンを基本として、1市4町が合併した場合の藤野町地域のまちづくりを「ふじの まちづくり将来ビジョン」としてまとめている。

合併市町村基本計画は、この2つのビジョンを参考とし作成する。

(6) 住民意見の反映

計画作成にあたっては、住民の意見を反映させるため、案の段階から広く住民の意見を聴取し、これを考慮した上で決定する。

合併市町村基本計画に関する法令

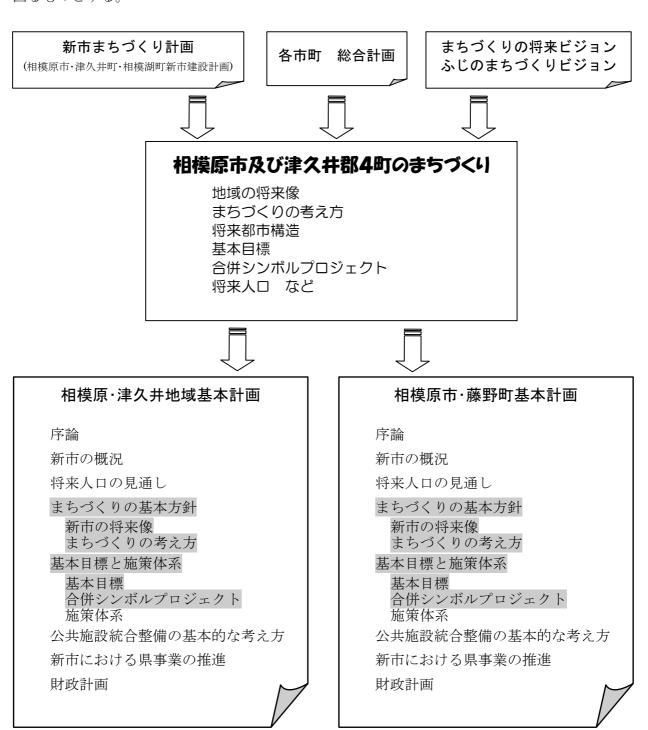
〇市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)

(合併市町村基本計画の作成及び変更)

- 第6条 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。
 - (1) 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
 - (2)合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
 - (3) 公共的施設の統合整備に関する事項
 - (4) 合併市町村の財政計画

合併市町村基本計画の作成における地域全体のまちづくりの検討について

相模原・津久井地域合併協議会及び相模原市・藤野町合併協議会でそれぞれ協議される合併市町村基本計画は、相模原市及び津久井郡4町を一体の地域として捉えて検討する必要があり、また相互の整合を図る必要がある。このことから、各計画の作成に先立ち、地域全体の将来像やまちづくりの考え方などについて整理し、1市4町が合併した場合の将来像等を示すとともに、共通の考え方としてそれぞれの計画に反映させることにより、相互の整合を図るものとする。



※ 主に網掛け部分に反映させる

その他

(1) 今後の協議会開催日程(案) について

第3回相模原・津久井地域合併協議会・第3回相模原市・藤野町合併協議会(合同協議会)

◇ 日 時:平成17年8月8日(月)午後2時から

◇ 場 所:けやき会館 5階 大樹の間